

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条 [略] 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>株式会社企業再生支援機構</u> が <u>株式会社企業再生支援機構法</u> （平成21年法律第63号）第25条第4項の規定により <u>支援決定</u> を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画 (6)～(8) [略]	(回収納付金を受け取る権利の放棄等) 第3条 [略] 2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。 (1)～(4) [略] (5) <u>株式会社地域経済活性化支援機構</u> が <u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u> （平成21年法律第63号）第25条第4項の規定により <u>再生支援決定</u> を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画 (6)～(8) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第2号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県信用保証協会がこの条例による改正前の岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する求償権の放棄等の承認の申請をしている場合において、当該求償権の放棄等が改正法による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「旧法」という。）第25条第4項の規定により株式会社企業再生支援機構が再生支援をする旨の決定を行った中小企業者等（同条例第2条第1号に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）に係る事業の再生に関する計画に基づくものであるときは、当該計

画をこの条例による改正後の岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項第5号に掲げる計画とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

- 3 この条例の施行の日以後に岩手県信用保証協会が改正後の条例第3条第1項の規定により同項に規定する求償権の放棄等の承認の申請をする場合において、当該求償権の放棄等が旧法第25条第4項の規定により株式会社企業再生支援機構が再生支援をする旨の決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画に基づくものであるときは、当該計画を改正後の条例第3条第2項第5号に掲げる計画とみなして、改正後の条例の規定を適用する。